

平成 27 年 2 月 6 日

青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について**1 制定理由**

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、市の条例の基準としている厚生省令及び厚生労働省令（以下「厚生労働省令等」という。）の一部が改正となったため、青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しようとするものである。

2 条例の基準となる厚生労働省令等

番号	省令の名称
1	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)
2	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)
3	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号)
4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
5	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 36 号)
6	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 40 号)
7	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 38 号)
8	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 37 号)

3 対象条例

番号	条例の名称
1	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第5号)
2	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第8号)
3	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第9号)
4	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第10号)
5	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成25年青森市条例第11号)
6	青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成25年青森市条例第13号)
7	青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成27年青森市条例第44号)
8	青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成27年青森市条例第45号)

4 市の考え方

厚生労働省令等の一部改正を参考に、下記のとおり条例等を一部改正するよう整理した。

区分	市の考え方
従うべき基準	◆厚生労働省令等とおりの改正とする。
標準とする基準	◆「標準」と異なる内容とする特段の理由がないことから厚生労働省令等とおりの改正とする。
参酌すべき基準	◆厚生労働省令等と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから厚生労働省令等とおりの改正とする。

5 主な条例改正内容

番号	条例の名称	改正する主な項目
1	青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	<p>配置すべき職員数の具体化（参酌） サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホーム（ミニ特養）で、サテライトに医師又は調理員、事務員を置かない場合は、本体とサテライトの入所者数の合計を基礎として、それら職員の員数を算出しなければならないものとする。（改正前：医師は「必要数」、調理員、事務員は「適当数」）</p>
2	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<p>条の削除 介護予防訪問介護・介護予防通所介護が総合事業へ移行するため。（ただし、附則により平成30年3月31日までの市が定める日まで旧条例を有効とする経過措置を設ける。）</p> <p>人員基準の緩和（従） 訪問介護事業において、サービス提供責任者の配置が3人以上ある場合は、配置基準を、利用者：サービス提供責任者＝40人：1人から50人：1人へ緩和する。</p> <p>利用者の保護（参酌） 短期入所生活介護で、利用者やその家族の事情によりケアマネジャーがやむを得ないと認めた場合は、利用定員を超えて静養室での受け入れを可能とする。</p>
3	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<p>サービス名称の変更 サービス内容が具体的にイメージできるよう、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」へ改称する。</p> <p>利用者の保護（参酌） 通所介護事業所で夜間及び深夜に介護保険制度外のサービス（宿泊サービス）を実施している場合、事前届出と事故報告を義務付ける。</p> <p>運営の効率化（参酌） 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合、一方がリハビリテーション会議を通じて整合性の取れた計画を作成することで、もう一方の計画基準を満たすこととする。</p>

		<p>情報共有の強化（参酌） 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議に参画し、利用者主体の支援方針や目標、計画を共有するよう努めるものとする。</p> <p>職員の自己研鑽（参酌） 福祉用具専門相談員は、福祉用具に関する必要な知識の修得及び能力の向上等自己研鑽に常に努めなければならないものとする。</p>
<p>4</p>	<p>青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>条の削除 介護予防訪問介護・介護予防通所介護が総合事業へ移行するため。（ただし、附則により平成30年3月31日までの市が定める日まで旧条例を有効とする経過措置を設ける）</p> <p>サービス名称の変更 サービス内容が具体的にイメージできるよう、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」へ改称する。</p>
<p>5</p>	<p>青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>登録定員の拡大（従） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人から29人へ拡大する。</p> <p>利用者の保護（参酌） 認知症対応型通所介護事業所で夜間及び深夜に介護保険制度外のサービス（宿泊サービス）を実施している場合、事前届出と事故報告を義務付ける。</p> <p>利用定員の拡大（従） 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が実施する共用型認知症対応型通所介護の定員が、施設ごとに3人までから共同生活室（ユニット）ごとに3人までに拡大する。</p> <p>ユニット数の拡大（標準） グループホームのユニットの数を、地域の実情に応じ、従来の上限であった2ユニットから3ユニットへ拡大できる。</p>

<p>6</p>	<p>青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	<p>人員基準の緩和（従） 共用型認知症対応型通所介護を実施する介護老人保健施設本体の人員基準を満たしていれば、サテライト型（本体施設とは異なる場所に建てられた関連施設）に言語聴覚士を置かないことができるものとする。</p>
<p>7</p>	<p>青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>具体的取扱方針の追加（参酌） 介護支援専門員は、居宅サービス事業者に対して計画の提出を求めることができるものとする。</p>
<p>8</p>	<p>青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p>	<p>具体的取扱方針の追加（参酌） 居宅介護支援事業者は、関係機関、関係団体より被保険者の支援に必要な資料、情報の提供等の協力の求めがあった場合、それに応えるよう努めることとする。</p>

6 施行期日

平成27年4月1日予定